(資料3)

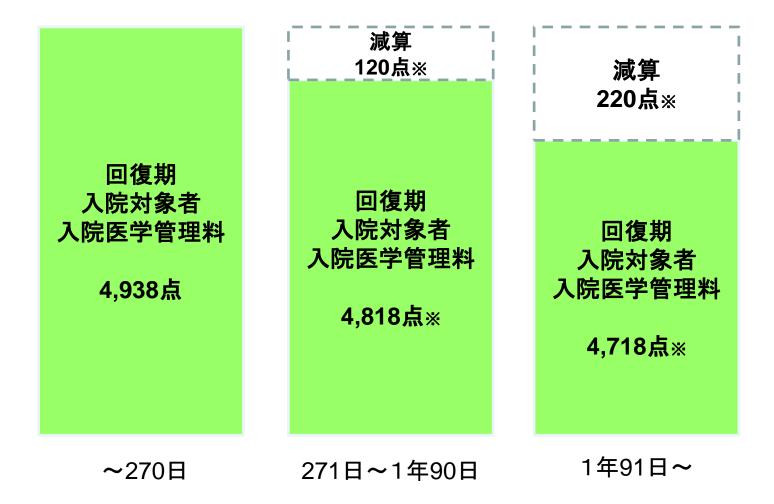
# 診療報酬の改定について

### 急性期入院対象者入院医学管理料について

	急性期 入院対象者 入院医学管理料 6,705点	減算 1,170 急性期 入院対象者 入院医学管理料 5,535 点	減算 1,760 急性期 入院対象者 入院医学管理料 4,945 点
	~90日	91日~1年	1年1日~
ガイドライン上 目安としている 期間	急性期 3か月	回復期 9 か月	社会復帰期 6か月

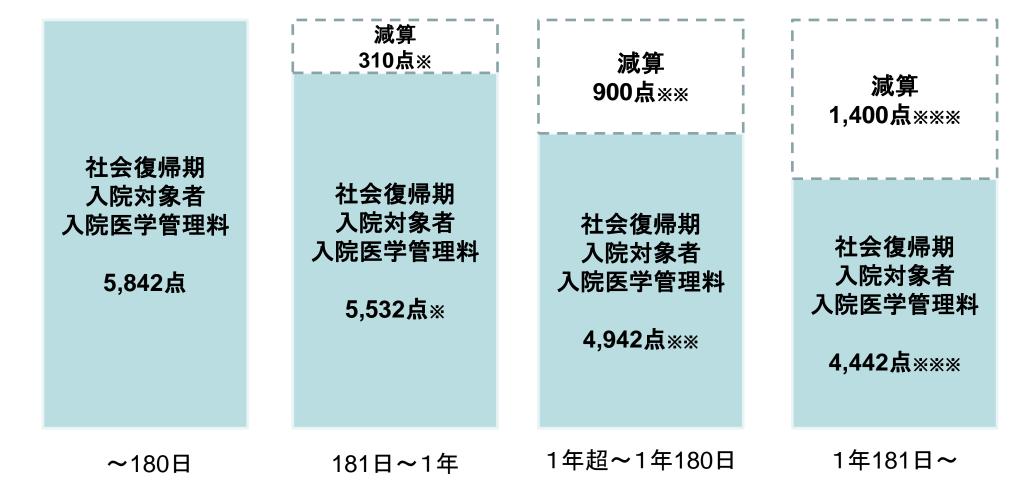
※他の指定医療機関から転院した日から起算して90日を経過していない場合は減算しない

#### 回復期入院対象者入院医学管理料について



<sup>※</sup> 転院日から起算して90日を経過していない場合、急性増悪等やむを得ない場合又は難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入する場合は、減算しない。

### 社会復帰期入院対象者入院医学管理料について



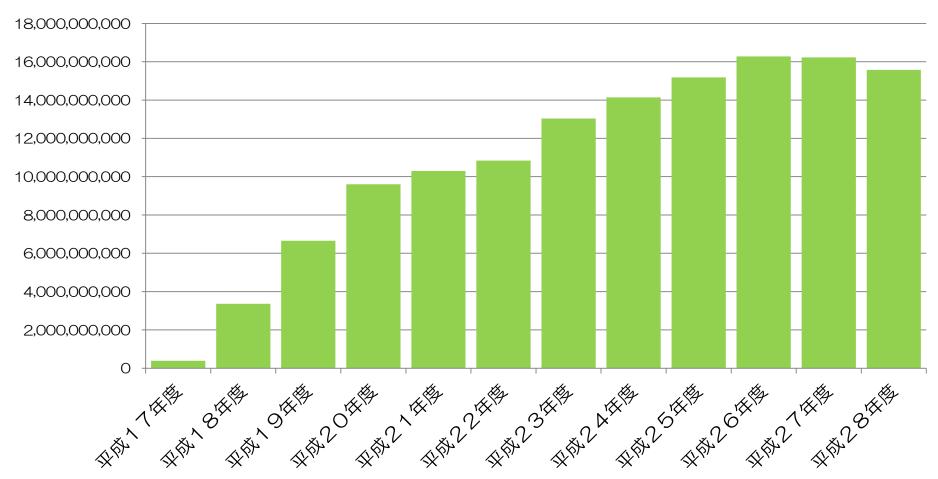
- ※ 法第49条1項に基づく退院の申し立て(以下退院申し立て)を行ってから180日を経過していない場合は除く
- ※※ 退院申し立てを行ってから180日を経過していない場合は310点減算
- ※※※ 退院申し立てを行ってから180日を経過していない場合又は当該申し立てについて法51条第1項第1号の決定がなされた場合は900点減算

#### 通院対象者通院医学管理料(1月につき)

前期通院対象者 中期通院対象者 通院医学管理料 通院医学管理料 8,296点 後期通院対象者 7,291点 通院医学管理料 6,285点 7月目~2年 2年と1月目~ ~6月目

## 医療観察法医療にかかる医療費

(円)



# 診療報酬改定における基本方針

- 導入する報酬(留意事項)により対象者の処遇改善につなげる。
- 導入する報酬(留意事項)により早期の退院へつ なげる。
- 導入する報酬(留意事項)により指定通院医療機 関開拓につなげる。
- 医療観察精神科専門療法は「医科診療報酬点数表」に、医療観察訪問看護は「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」に準じ、必要に応じて改定する。